

大田区ものづくり産業等実態調査の実施及び結果検証等業務
委託に係る公募型プロポーザル募集実施要領

1 募集の目的

本実態調査は、大田区ものづくり企業等に対して、事業所の立地動向、従業員規模・業種・組織形態、得意分野・対応領域、受注・外注、人材確保・活用、事業承継、事業戦略、販路開拓・情報発信等の実態把握や、SDGs・脱炭素化、デジタル化等における好事例の取材・収集等を行うために全数調査を実施するとともに、区内企業が活用できる産業支援機関等の支援内容の収集・分析等を実施し、その調査結果から大田区ものづくり産業等に関する基礎資料を作成することを目的とします。また、この基礎資料は令和5年度に策定される大田区産業振興ビジョンの実現に向けた政策立案に活用します。

本事業は、調査票の作成、調査の実施、回収、分析、報告書の作成など、当該分野の業務を多く手掛ける専門知識と経験、実績を有するコンサルタント等が持つノウハウを活用するため、公募型プロポーザルを実施し、委託先候補者を選定します。（このプロポーザルにより契約を約束するものではなく、委託先候補者として選定するものになります。）

2 業務の概要

(1) 業務の名称

大田区ものづくり産業等実態調査の実施及び結果検証等業務委託

(2) 業務内容について

ア 委託業務の名称

大田区ものづくり産業等実態調査の実施及び結果検証等業務委託

イ 対象地域

大田区全域（必要に応じて一部の調査、分析においては、区外を含む）

ウ 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）

エ 委託内容

「仕様書（案）」のとおり

オ 予定額

56,843,000円（消費税抜）

税制改正により、消費税等の税率が引上げられ、当該契約において引上げ後の消費税率が適用される場合には、改正以降における消費税及び地方消費税相当額は、引上げ後の税率により計算します。

カ 契約の条件

本プロポーザルは令和6年度の契約を約束するものではなく、委託先の候補者を決定するものです。また、本事業は大田区議会における令和6年度当初予算案可決・成立をもって正式に実施となります。

3 応募条件

- (1) 東京電子自治体共同運営調達サービスの入札参加資格が大田区にあり、参加申込書提出時に業種種目「市場・保障鑑定関係調査」の共同運営格付Aを有すること。
- (2) 本業務と類似する業務を受託した実績があること。(類似実績とは、対象事業者が概ね3,000件、調査後に分析、施策案の提示を行ったものとする。)
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (4) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (5) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (6) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (7) 経営不振の状態(民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続きを行ったとき。)にないこと。

4 プロポーザルの参加申込

(1) 参加申込時の提出資料

- ア プロポーザル参加申込書(様式1)
- イ 事業者概要(様式2)
- ウ 業務実績表(様式3)※
- エ 会社概要(任意:パンフレット等)
- オ 見積書(様式4)
- カ 企画提案書(様式5)※

提案書は文書、表、図等を用い、適宜作成してください。印刷は、カラーでも白黒でもかまいません。各問はA4版1枚の様式にしていますが、A3の折込は可能です。提案書に使用する各様式の枚数の上限については、定めておりません。

- キ 取り組み体制表(様式6)
- ク 官公庁等で作成した類似業務に関する報告書
(事業責任者・担当者の業務履歴内に挙げているもの)

ケ 実施スケジュール(様式7)※ **10部**

コ 東京電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し **1部**

ア・イ・エ

各1部

ウ・オ

各10部

カ・キ

各10部

各1部

1部

※ 審査の都合上、業務実績表(様式3)、企画提案書(様式5)、実施スケジュール(様式7)には**参加者、もしくは参加者を推定できるような文言等を記載しないでください。**業務実績表には本事業に類似する実績を記入してください。

(2) 提出先

〒144-0035

東京都大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号 大田区産業プラザ 4 階
産業経済部 産業振興課 産業振興担当 (工業) 田中・和久稲 宛
電話番号 03-5744-1376 FAX 番号 03-6424-8233

(3) 提出方法

持参のみとします。事前に電話連絡で予約のうえ、書類を持参してください。

(4) 提出期限

令和 6 年 3 月 6 日 (水) 17 時まで 【厳守】

※以降の提出は、いかなる事情でも一切受け付けません。

5 質問事項の受付等について

(1) 質問は、質問票 (様式 8) に記載のうえ、電子メールにより送信してください。

(2) 質問送付先アドレス

kogyo@city.ota.tokyo.jp

(3) 質問受付期間

令和 6 年 2 月 14 日 (水) から令和 6 年 2 月 21 日 (水) 17 時まで

(4) 質問内容の回答は、全ての質疑について令和 6 年 2 月 28 日 (水) までに大田区ホームページに掲載します。

6 今後のスケジュール (予定)

日 時	事 項
2 月 14 日 (水) ~ 3 月 6 日 (水)	公表期間 (ホームページによる)
2 月 14 日 (水) ~ 2 月 21 日 (水)	質問受付期間
2 月 28 日 (水)	質問一斉回答
3 月 6 日 (水)	参加申込・提案書等提出期限
3 月中旬	一次審査結果通知
3 月 19 日 (火)	二次審査
3 月下旬	二次審査結果通知

7 無効となる提出資料

提出資料の中で、以下の条件のいずれか一つでも該当する場合には、原則として提出資料全体を無効とし、審査の対象としません。

- (1) 提出資料に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (2) 許容された表現方法以外の表記方法が用いられているもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積金額が予定額を超えているもの
- (5) その他、本実施要領において規定した条件を満たしていないもの

8 委託先候補者の選定

(1) 審査方法

委託先候補者の選定は、提出された企画提案書等及び面接審査により大田区ものづくり産業等実態調査の実施及び結果検証等業務委託に係る事業者選定委員会で審査を行います。

(2) 一次審査（書類審査）

書類による審査を行い、令和6年3月中旬に、第一次審査の結果を応募した事業者へ通知します。また、一次審査を通過した事業者に対しては、二次審査（面接審査）の日時をお知らせします。

(3) 二次審査（面接審査）

一次審査を通過した事業者による二次審査を3月中旬（令和6年3月19日（火）を予定）に実施します。二次審査は、企画提案書の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に答える形式で行います。二次審査は、配置予定の事業責任者の出席を要件とします。プレゼンターは3名以内とし、所要時間は、1社30分程度（プレゼンテーション10分、質疑応答20分）とします。

(4) 審査項目

- ア 企画提案内容
- イ 業務スケジュール
- ウ 業務実施体制、人員配置計画、管理体制
- エ 類似業務実績
- オ 提案見積額
- カ プレゼンテーションのわかりやすさ

(5) 委託先候補者の選定

選定委員会での選定結果に基づき、委託先候補者（第一候補者及び第二候補者）を選定します。選定結果は3月下旬に通知します。

(6) 選定結果について

委託事業者決定後、委託事業者名をホームページで公表します。

(7) 不服申し立て

非選定者は、通知に不服がある場合、通知を受理した日の翌日から起算して10日以内に、書面により審査結果の理由について説明を求めることが出来ます。

(8) その他

契約締結までには企画提案を辞退することができますが、辞退にあたっては理由を付した書面により申し出てください。契約締結前に第一委託候補者の辞退があった場合、第二候補者を繰り上げて採択することとします。

9 その他留意事項

(1) 提出書類は、一切返却しませんのでご了承ください。

(2) プロポーザルに要する資料の作成、提出及び二次審査（面接審査）に要する費用は、参加者側の負担とします。

- (3) 提出資料に虚偽の記載をした場合には、提出資料を無効とするとともに、虚偽の記載をした参加者に対して指名停止の措置を行うことがあります。
- (4) 個人情報に関するものについては、別紙「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」によるものとします。
- (5) 企画概要について、必要に応じて公表する場合があります。
- (6) 企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法を使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負うものとします。
- (7) 本資料及びプロポーザルにおいて入手した区の情報等を本プロポーザル以外の目的に使用すること、第三者に伝える又は知らせる行為を禁じます。
- (8) 正式な仕様書は、契約締結時において別途調整します。